

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 宿 舎 管 理 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) } (2) } (略) 2 (略) (中 略) (宿舍の貸与資格) 第 5 条 世帯用規格を貸与することができる者は、原則として生計を一にして同居する者がある教職員とする。 2 単身用規格を貸与することができる者は、独身の教職員、単身赴任している教職員又は財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）が認める教職員とする。 (中 略) (宿舍を貸与する者の選定) 第 7 条 宿舍規程第 11 条に規定する宿舍を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。 (1) 一般職俸給表（一）の 7 級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員 (2) 一般職俸給表（一）の 3 級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員（前号に掲げる教職員を除く。） (3) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 2 前項の規定にかかわらず、平成 21 年度以降に設置又は大規模改修した単身用規格の一般宿舍（次条ただし書きに定めるものを除く。）及び看護師宿舍を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) } (2) } (同 左) (3) <u>教職員等</u> 宿舍規程第 3 条第 1 号に定める者をいう。 2 (同 左) (宿舍の貸与資格) 第 5 条 世帯用規格を貸与することができる者は、原則として生計を一にして同居する者がある教職員<u>等</u>とする。 2 単身用規格を貸与することができる者は、独身の教職員<u>等</u>、単身赴任している教職員<u>等</u>又は財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）が認める教職員<u>等</u>とする。 (宿舍を貸与する者の選定) 第 7 条 宿舍規程第 11 条に規定する宿舍を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。 (1) 一般職俸給表（一）の 7 級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員<u>等</u> (2) 一般職俸給表（一）の 3 級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員<u>等</u>（前号に掲げる教職員<u>等</u>を除く。） (3) 前各号に掲げる教職員<u>等</u>以外の教職員<u>等</u> 2 前項の規定にかかわらず、平成 21 年度以降に設置又は大規模改修した単身用規格の一般宿舍（次条ただし書きに定めるものを除く。）及び看護師宿舍を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順

序に従って行わなければならない。 (1) 一般職俸級表(一)の2級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員 (2) 一般職俸級表(一)の6級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員(前号に掲げる教職員を除く。) (3) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 3 前2項の場合において、同順位にある教職員が2人以上あるときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舍を貸与しなければならない。 (一般宿舍の貸与基準) 第8条 財務担当理事は、一般宿舍を貸与する場合においては、原則として次表の左欄に掲げる貸与条件に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舍を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舍の単身用規格b及び宇治職員宿舍のうち財務担当理事が指定する単身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。また、世帯用規格bに空室がある場合において、財務担当理事が適当と認めた場合には、世帯用規格bを単身用規格bと読み替えて貸与することができる。 (中 略) 別表第1 } 別表第2 } (略) 別表第3 } 別表第4 } (後 略)	序に従って行わなければならない。 (1) 一般職俸級表(一)の2級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員<u>等</u> (2) 一般職俸級表(一)の6級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員<u>等</u>(前号に掲げる教職員<u>等</u>を除く。) (3) 前各号に掲げる教職員<u>等</u>以外の教職員<u>等</u> 3 前2項の場合において、同順位にある教職員<u>等</u>が2人以上あるときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舍を貸与しなければならない。 (一般宿舍の貸与基準) 第8条 財務担当理事は、一般宿舍を貸与する場合においては、原則として次表の左欄に掲げる貸与条件に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舍を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舍の単身用規格b及び宇治職員宿舍のうち財務担当理事が指定する単身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員<u>等</u>に貸与するものとする。また、世帯用規格bに空室がある場合において、財務担当理事が適当と認めた場合には、世帯用規格bを単身用規格bと読み替えて貸与することができる。 別表第1 (別 添) 別表第2 } 別表第3 } (同 左) 別表第4 } 附 則 (令和8年9月総長裁定) この規則は、令和8年10月1日から施行する。
---	---

別表第1（第2条第2項関係）

一般職俸 給表(一)	一般職俸 給表(二)	専門業務 職俸給表	教育職俸 給表	医療職俸 給表(一)	医療職俸 給表(二)	専門職俸 給表(一)	専門職俸 給表(二)	備考
7級以上	—	5級以上	4級以上	7級以上	7級	5級	7級	(1) 役員、指定職俸給表の適用を受ける者 (2) 教授、准教授 (3) 一般職俸給表(一)の適用を受ける部長以上の職 (4) 首席専門業務職員 (5) 薬剤部長 (6) 副薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸級表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者 (7) 専門職俸給表(一)の5級の適用を受ける者又は専門職俸給表(二)の7級の適用を受ける者
3級以上 6級以下	4級以上	2級以上 4級以下	2級及び 3級	3級以上 6級以下	3級以上 6級以下	3級及び 4級	3級以上 6級以下	(1) 講師、助教、助手 (2) 一般職俸給表(一)の適用を受ける課長・室長・事務長、課長補佐、専門員・掛長、専門職員・主任の職 (3) 上席専門業務職員、主任専門業務職員 (4) 専門業務職員のうち、専門業務職俸給表の2級以上の適用を受ける者 (5) 副薬剤部長、薬剤主任

								(6) 技師長、主任技師 (7) 副疾患栄養治療部長 (8) 療法士長・主任療法士・主任栄養士・主任歯科衛生士・主任歯科技工士・主任あん摩マッサージ指圧師 (9) 薬剤師のうち、医療職俸給表(一)の3級以上の適用を受ける者 (10) 看護部長、副看護部長、看護師長 (11) 専門職俸給表(一)の適用を受ける上席リサーチ・アドミニストレーター、主任リサーチ・アドミニストレーター(3級の適用を受ける者に限る。)、主任イノベーションプロデューサー及び専門職俸給表(二)の適用を受ける上席ファンドレイザー、主任ファンドレイザー
2 級以下	3 級以下	1 級	1 級	2 級以下	2 級以下	2 級以下	2 級以下	(1) 一般職俸給表(一)の適用を受けるその他一般職員 (2) 専門業務職員で、上記に掲げる者以外 (3) 薬剤師、検査技師、看護師等で、上記に掲げる者以外 (4) 専門職俸給表

								(一)の適用を受ける 主任リサーチ・アドミ ニストレーター(上記 に掲げる者以外)、リ サーチ・アドミニスト レーター、イノベーシ ョンプロデューサー 及び専門職俸給表 (二)の適用を受ける ファンドレイザー (5) 支援職員
--	--	--	--	--	--	--	--	---